

被災建築物の所有者様へ 石綿(アスベスト)のばく露・飛散防止措置の実施のお願い

- 月 日に調査した結果、 町 丁目 番地の(建物名)において、石綿含有建材が露出していることが確認されました。
- 周辺の住民等の石綿ばく露防止のため、応急措置の実施にご協力をお願いします。

- ◆建物の倒壊・損壊により石綿を含む建材が露出すると、**石綿が飛散して周辺の方に健康被害が発生するおそれがあります。**
- ◆石綿の露出箇所について、**応急措置の実施についてご協力をお願いします。**

応急措置の例

種類			措置
1.	飛散防止	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
2.		散水・薬液散布	水・薬液等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
3.	ばく露防止	立入禁止	散水・養生等が行えない場合は、石綿へのばく露を防ぐ為、対象建築物の周囲をロープ等によって区切り、立入禁止とする。

高
↑
優先度
↓
低

- ◆すみやかに養生等の飛散防止措置を行えない場合は、飛散防止措置を行うまでの間のばく露防止措置として、**露出箇所周辺の立入禁止措置及び露出がある旨の掲示の設置**をお願いします。
- ◆また、**飛散防止措置が完了するまでの間、立入禁止措置を継続することとし、建物利用者、住民、ボランティア等を近づけないよう**にしてください。
- (◆当該建物が公費解体の対象の場合で、解体をご希望される場合は、すみやかな公費解体の申請も検討ください。)



飛散防止措置の例(シート養生)

建築物所有者からのお知らせ

震災により、建屋の一部で、石綿含有建材が露出している箇所があるため、

関係者以外**立入禁止**

ばく露防止措置の例(立入禁止措置)

- ◆すぐに対応できない場合は、下記までご連絡ください。

お問合せ先

- 石綿の飛散防止に関すること
熊本県 環境保全課 ☎096-333-2269
- 公費解体に関すること
お住まいの市町村の市役所もしくは役場

＜災害時の石綿対策＞
災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル 環境省

